

様式第3号（第7条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 平成30年度第3回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成30年8月29日（水）午後2時から午後5時15分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎南側臨時庁舎3階中会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
伊藤明美，川島佑介，樋田雅美，水庭清隆，吉田勉（氏名五十音順）
 - (2) 執行機関
荒井宰，川上悟，櫻井和則，深谷晃一，千田寛，渡辺慧，畠山明子
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 平成30年度事務事業の評価（継続評価及び新規評価）について（公開）
7年目評価（2事務事業）
1年目評価（5事務事業）
 - (2) 行政評価に係る意見について（公開）
 - (3) 答申書について（公開）
- 6 非公開の理由
公開
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
資料⑫ 平成30年度事務事業の評価（案）
資料⑬ 行政評価に対する意見
資料⑭ 答申書形式（案）
- 9 発言の内容
○執行機関 本日は，お忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます。定刻

前ではございますが、平成 30 年度第 3 回水戸市行政評価委員会を開会させていただきます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日は資料⑫「平成 30 年度事務事業の評価（案）」、資料⑬「行政評価に対する意見」、資料⑭「答申書形式（案）」をお配りさせていただいております。委員の皆様におかれましては、約 2 週間といった短い期間にもかかわらず、各所管課への質問や現地ヒアリングなどを積極的に行い、答申案の作成をいただきましてありがとうございました。本日は、各事務事業の担当課も出席しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事進行につきましては、___委員長にお願いいたします。

○___委員長 よろしくお願いたします。会議次第に基づき、議事を進めたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。それでは、会議録の公表の関係で、会議録署名人を指名させていただきます。___委員と___委員にお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。本日は、昨年度に実施した行政評価の総合評価が、「評価継続」とされた 7 年目評価の 2 事務事業と、新規で対象事務事業となっている 5 事務事業の評価を実施します。審議は、限られた時間のなかで進めなければなりませんので、一つの事務事業についての審議時間は 25 分程度として、資料⑪「審議のスケジュール」にある順番で進めていきたいと考えております。進め方といたしまして、継続評価については、昨日と同様に、各所管課からの改善状況の説明を踏まえて、評価案をまとめていきたいと思います。また、新規評価については、事務事業の評価案について委員の皆様から簡潔に御説明をいただいた後、審議を行ってまいりたいと思います。なお、本日は、各事務事業の担当課に出席いただいておりますので、疑問点等がある場合には、随時御質問いただければと考えております。また、審議が済んだ担当課は退席いただくということで、御了承願います。進め方については、以上の方法でよろしいでしょうか。

<委員了承>

○___委員長 それでは、審議のスケジュールに基づきまして、「保育所管理運営事務」と「幼稚園管理運営事務」について、幼児教育課から説明をお願いします。

○幼児教育課 よろしくお願いたします。「保育所管理運営事務」と「幼稚園管理運営事務」は関連がございますので、合わせて御説明いたします。昨年度の評価においては、「水戸市幼児教育振興基本計画（第 2 次）」の平成 29 年度内の策定が見込まれること、幼稚園・保育所の適正規模・適正配置に係る方向性の決定につきましては、有識者等による「水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会」により検討がなされていることから、その提言に基づいて方向性を定めることといたしまして、評価継続となりました。本年度の改善目標としましては、有識者等による検討会の提言を踏まえ、ソフト・ハードの両面から保育所・幼稚園のあり方について検討した上で、適正規模・適正配置に係る方向性を決定することといたしました。また、幼稚園については、認定こども園への移行も視野に含めることといたしまして、現在、関係課長会議を開催しまして、待機児童の解消と合わせて効果的な施策を総合的に検討することといたしました。「水戸市幼児教育振興基本計画（第 2

次)」につきましては昨年10月に策定いたしまして、その計画の中には、市立幼稚園・保育所の適正規模・適正配置の項目において、待機児童の解消とその継続に係る取組の具体策として、認定こども園の整備について触れております。また、有識者による水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会を昨年度は6回開催いたしまして、平成30年2月に提言がなされております。主な提言の内容としましては、市立幼稚園の保育内容の充実と魅力度アップを図る観点から、預かり保育の充実と給食の提供が示されております。市立幼稚園の適正な配置という観点からは、認定こども園への移行を含めた再編が提言されております。その他、ことば、こころの教室の充実等が挙げられております。保育所につきましては、児童の受け入れ枠の拡大と保育施設の整備、特に老朽化している施設の改修等、増改築における整備の支援を行うことが提言されております。また、保育士不足という観点から、現在行っております「保育士就労支援補助金」の補助の継続と拡大、さらには子育て支援員や保育補助者の支援も提言されております。現在は、それらの具現化に向けて関係課長会議を開催しまして、認定こども園の移行と適正配置について検討を行っております、合意に向けて取り組んでいるところでございます。実際には、幼稚園・保育所が同じ施設、敷地の中で合同で保育を行っております内原幼稚園及び内原保育所、常澄保育所及び稲荷第一幼稚園は、幼稚園・保育所連携型のこども園へ、円滑に移行できる見込みでございます。

待機児童の解消につきましては、平成29年度には、自主財源による民間保育所の整備や、平成29年度の補正予算により行った保育所整備がございまして、平成30年4月1日現在の待機児童は、昨年度同時期から大幅に減りまして30人となりました。昨年は114人の待機児童がおりましたので、大幅に減らすことができました。平成29年度の補正予算により整備している保育所が、年度内には開設する予定でございまして、更に待機児童の解消に拍車がかかると考えております。待機児童数を分析してみますと、3歳未満のお子さんが8割を占めておりますことから、平成30年度は3歳未満児を受け入れる小規模保育事業8か所の予算を確保し、整備を行ってまいります。その際、地域偏在によるミスマッチが生じておりますことから、整備する場所の選定、事業者の公募を行い、8か所の事業者が決まりまして、整備に着手するところでございます。幼稚園・保育所管理運営事務についての説明は以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。確認ですが、7年目評価ということで、いろいろな課題を解決してこられたわけですが、最終的には平成30年2月に水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会から提言書が提出されて、今年度はそれに向かって取り組むということですね。簡単に検討会の骨子と、今年度の取組を御説明いただけますか。

○**幼児教育課** 水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会につきましては、市内の幼稚園・保育所関係者、学識経験者、PTAのかたがた等を交えて開催しました。幼稚園は充足率がかなり減っている、保育所は待機児童が生じている、それぞれ課題がありますから、公立幼稚園の魅力度を上げていかないと充足率もよくなるのではないかと、預かり保育や給

食の提供をしてはどうか、といった御意見が出ております。

○___委員長 幼稚園で預かり保育や給食を提供しているのですか。

○幼児教育課 はい。現在、19か所の幼稚園のうち、5か所の幼稚園で給食を提供しております。小学校に隣接している幼稚園だと小学校へ行って給食を食べられる、それによって幼稚園から小学校への円滑な接続ができるという利点があります。預かり保育についても、私立だと比較的長い時間預かってくれるのですが、公立だと時間が短い。パートで働いている保護者のかたも、預かり保育があればもう少し働けるのといった御意見があります。保育所に預けなくても、幼稚園で預かり保育ができれば人が入るのではないかという御意見です。

○___委員長 預かり保育は新規で行っていることですか、それとも拡充でしょうか。

○幼児教育課 今も預かり保育は行っておりますので、拡充です。16時まで預かっております。

○___委員長 もっと長く預かってはどうか、という提言があるのですね。実施されているのですか。

○幼児教育課 試験的に長くしているところもあります。様子を見ながら、需要があれば広げていこうと考えております。

○___委員長 簡単に言うと、骨子としては幼稚園の魅力度を上げるということで、それに向けていろいろと取り組んでいるということですね。他にはありますか。

○幼児教育課 市立幼稚園の適正な配置です。

○___委員長 統合したり、ということですか。

○幼児教育課 統廃合の話までは出なかったのですが、認定こども園化してはどうかという話がありまして、内原幼稚園・保育所が一緒になっているものでして、常澄保育所、稲荷第一幼稚園も同じような形で、建物が一つで幼稚園と保育所が一緒にやっているものです。

○___委員長 そういうところを認定こども園にしようということですか。

○幼児教育課 連携型の認定こども園にしていこうということです。

○___委員長 そういう提言に基づいて実施しているのですね。

○幼児教育課 内容は認定こども園と同じなのですが、制度上、認定こども園ですと総務省の所管になります。幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省の所管になりますので、名称を変えたり、細かな条例等も変えたりしなくてはなりません。

○___委員長 まだそこは行ってないのですか。

○幼児教育課 はい。

○___委員長 本年度中に行うのですか。

○幼児教育課 検討会の中でも一度にはできないものですから、本年度中に庁内合意をとりましてからとなります。

○___委員長 検討会の骨子は、幼稚園の魅力度向上と、認定こども園への移行と、他に

は何がありますか。

○**幼児教育課** ことば，こころの教室の充実がございます。

○**___委員長** それは保育所ですか。

○**幼児教育課** 幼稚園です。

○**___委員長** 幼稚園の魅力度向上ということですか。

○**幼児教育課** そうです。

○**___委員長** 保育所については何かありますか。

○**幼児教育課** 受け入れ枠の拡大と，施設の整備，保育士の確保がございます。

○**___委員長** 提言がなされて，今年度はできるところから実施していくということですか。

○**幼児教育課** はい。関係課長会議を開きまして，具体的に固めて庁内合意という形に持っていきたいと考えております。

○**___委員長** わかりました。委員の皆様から御質問等ありますか。

○**___委員** 先ほど，待機児童が30人まで減ったとのことでしたが，要因は何でしょうか。

○**幼児教育課** 保育所を増やしたことが挙げられます。30人の待機児童のほかに，潜在的待機児童が100人ほどいまして，水戸市では第5希望まで選べるのですが，第1希望しか出さない，第1希望の保育所でないと嫌だということかたがおりまして，そういうかたは待機児童から外しております。

○**___委員** 今年の幼稚園の定員充足率はいかがですか。

○**幼児教育課** 去年は47パーセントくらいでした，今年は少し減って43パーセントくらいだったと思います。

○**___委員** 平成29年度は44.65パーセントでしたから，さらに下がってしまいましたね。

○**幼児教育課** はい。

○**___委員** 成果としては下がってしまっているのですね。早急に，認定こども園への移行の方針を決めて，着実に進めていく必要があると思います。

○**幼児教育課** 公立幼稚園ですと，やはり私立幼稚園とのすみわけの問題がありまして，私立は3年保育を行っていて3，4，5歳児を，公立は2年保育を行っていて4，5歳児を預かっております。公立は3年保育をするのが難しい状況でございます。認定こども園になれば，保育が必要な3歳児から預かれるので，幼稚園型の認定こども園になれば充足率も上がるのではないかと考えております。

○**___委員長** 他にはありますか。

○**___委員** ことば，こころの教室の充実とは，具体的にどのようなことをされますか。

○**幼児教育課** 公立幼稚園3か所において，発達に遅れが見られたり，言葉が少し遅かったり，きつ音があるようなお子さんを定期的に指導しております。ただ，3か所しかないものですから，公立だけでなく私立幼稚園，私立保育所の4，5歳児を全て受け入れておりますから，月に2回くらいしか指導ができずおりますので，なかなか効率が上がらな

い状況です。

○___委員 ありがとうございます。

○___委員長 幼稚園の充足率について、抜本的な対策はありますか。

○幼児教育課 幼稚園につきましては、給食提供や預かりを充実させる等、入ってもらうかたを増やすことだと思います。

○___委員長 入ってもらうといっても、少子化の中で数は限られてきますから、供給する側としては施設を統廃合するといった考えはありますか。

○幼児教育課 最終的にはそこまでやらなくてはならないかもしれません。そうすると適正規模・適正配置の話になってきますので。

○___委員長 そういう話は、検討会の提言には入っていないのですか。

○幼児教育課 統廃合までは組み込んでいません。幼稚園のまま残すか、魅力度を上げて認定こども園へ移行するか検討する形です。

○___委員長 そういうあり方までは提言されていないのですね。

○幼児教育課 はい。それは今後、市のほうで提言の具現化に向けて、関係課長会議で話をして適正配置していくものです。

○___委員長 今年度、来年度のスケジュールのようなものはあるのですか。

○幼児教育課 今のところ、提言を受けて関係課長会議を月1回程度のペースで開きまして、年内には具現化していく予定です。

○___委員長 給食の提供や、預かり保育の延長等は、提言を受けて行っていることなのですか。

○幼児教育課 はい。

○___委員長 今年度はこういうことを実施して、来年度は提言を受けてこういうことを実施する、というスケジュールはいつ決まるのですか。

○幼児教育課 今年度中に決まります。

○___委員 よろしいですか。公立幼稚園にあまり魅力がないので空きがある状態になっている。一方で、保育所は去年の段階で待機児童が113人いる。認定こども園に移行すれば、そこでプラスとマイナスで相殺されるという方向性でいこうとしているということですか。

○幼児教育課 3歳以上になると、8割から9割のお子さんが幼稚園、保育所、認定こども園等に入っております。認定こども園になると、保育の必要の有無にかかわらず入ることができます。保育所は、保育の必要があるお子さんしか入れないので、認定こども園であればどちらのお子さんであっても預かれますので、公立のほうを認定こども園化すれば、保育の必要がある3歳児が入る余地ができますし、保育所の3歳児枠ももう少し余裕ができるかと考えております。

○___委員 水戸市は、公立幼稚園があまり魅力的ではないので、給食を提供する等していまして、それはそれで利便性はあると思いますが、それをしたからといって充足率が上

がるかというところではなくて、今利用している人たちの満足度は上がるかもしれないです。女性が働く時代ですから、幼稚園ではなく保育所がいいとか、兄弟で一緒に保育所がいいのだけれど、違うところになってしまうなら預けないとか、あるいは家が遠くて送迎が難しいとか、そういったことで待機児童がなくなるのではないのでしょうか。

○**幼児教育課** はい。

○**委員** そうなると、統合していった幼稚園だったものを保育所にするということになれば、達成率自体は向上しないのではないかと、工夫したとしても利用者の満足度は向上しないのではないかと思います。

○**幼児教育課** 統廃合の話となりますと、この場でお答えするのが難しいのですが、なぜ公立幼稚園に人が来ないのか、やはり2年保育というのが一番のネックになっていると思います。私立であれば、絵を描いたり、英会話をしたりといったメニューを取り入れて特色を出していきまして、そういうのも魅力の一つかと思っています。水戸市でも、英語指導員を幼稚園、保育所に配置して英語関係の遊びを行っております。その他には、PR不足もあるのではないかと思いますので、今後やっていきたいと思っております。9月1日号の広報みとに、公立幼稚園のことを掲載しましてPRを図っているところでございます。

○**委員長** 民間幼稚園の定員に対する入所率はわかりますか。

○**幼児教育課** だいたい8割くらいです。民間は全て3年保育です。

○**委員長** 3年保育にすれば上がりますか。

○**幼児教育課** 公立を3年保育にするというのは、民間から、公立は2年保育を維持して欲しいという強い要望があり、難しい状況です。

○**委員長** 公立は2年保育という制約がある、それでもやっていかななくてはならないということですか。

○**幼児教育課** はい。それと、支援を要するお子さん等は、民間では難しいことがあります。

○**委員長** そういう存在意義があるということですね。一般的に見れば統廃合をやらざるを得ないと思うのですが、それはできないということですか。どこかで手を付ける必要がでてくると思うのですが、どうでしょうか。職員採用はどうされていますか。

○**幼児教育課** 職員採用は、退職した分を補充しております。

○**委員長** 定員に合わせて、退職しても補充しないという方法もありますよね。そういうことは行っていませんか。

○**幼児教育課** クラスが減っているところは、職員を減らしております。

○**委員長** わかりました。他にはありますか。

○**副委員長** 先ほど、第一希望でなければ結構です、というかたがたの話が出ましたが、家で保育できたのではないかとこの見方だけではなく、女性のキャリア育成を諦めているかもしれない、家計が苦しいためにやむを得ず保育所を諦めているかもしれない等、さまざまな事情があることも考慮に入れていただきたいと思いました。

○**幼児教育課** はい。一つしか希望を書かないのにも理由があつて、窓口でも聞き取りをしっかりと行い、入れそうなところを斡旋しております。

○**委員** 私も「水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会」に出しておりますが、統廃合について、最終的な提言の中では「適正配置」という言葉にとどまったという印象ですが、認定こども園への移行というのが主眼になってくると思います。今後の議論の中で、統廃合の話が出てくる可能性はゼロではないのではないかと、という印象は持っています。

○**委員長** 検討会からの提言を踏まえて、ということですね。

○**委員** はい。ですから、今後の動きがどうなるかを含めて、もう少し見ていきたいという思いがあります。

○**委員長** ありがとうございます。あり方検討会の提言を受けて、着実にできることを進めているようです。統廃合について、我々外部から見るとできそうな気もしますが、課題もあるようです。しかし、**委員**から伺ったように、やっていく道筋はついているような印象もあります。行政評価としては7年も続けておりますが、この辺りで区切りをつけるということではいかがでしょうか。

<反対意見なし>

○**委員長** それでは、真摯に取り組んでいただきましてありがとうございます。あり方検討会の提言を踏まえてスケジュールを立て、それに基づいて取組を進めていただければと思います。行政評価はこれで終了となります。お疲れ様でした。

○**委員長** ただいまから新規事業について、今年度の公の施設の利用状況というテーマで審議していきたいと思います。「自転車等駐車場の利用状況」について、担当課の防災・危機管理課に出席いただいております。まず、**副委員長**より評価案について御説明をお願いします。

○**副委員長** はい。「自転車等駐車場の利用状況」について、私の案としましては、「現状のまま継続」が妥当であると考えます。理由については、利用者を増やすという目的に対して市の行政として取り組むべきことについては、以下の理由により、積極的に取り組んでいると評価できると思います。利用者を増やす方策としては4点考えられます。一つ目は料金を引き下げること、二つ目は利便性を上げること、三つ目は周知を徹底すること、四つ目は環境を変化させることが挙げられます。

まず料金についてですが、現在、学生の利用が9割を占めているということで、自転車の主たる競合相手はバスと考えられ、バスよりも駐車場利用料金のほうが既に安いことから、これ以上利用料金を値下げしても、利用者が飛躍的に増えるということは期待できないと思います。ただし、料金の値下げを行うことによって、利用が増える可能性は確かに否定できないですが、大幅な値下げはサービスの質の低下及び市財政の圧迫をもたらす恐れがあることや、2017年度に値下げを実行していることを考慮すると、現状では妥当な料金体系であると評価できると考えられます。逆に、利用者が学生であることを鑑みます

と、料金を値上げすることは合理的とは言えないと考えられます。

次に、利便性を上げることですが、これについても市の行政として取り組むべき問題には、対処していると評価できると考えております。一つ目に、駐輪場が地下にあることが不便であるということが挙げられています。確かに不便であることは間違いないのですが、これを変えるということは行政レベルでは難しく、政治マターとなると思われま。駐輪場の場所をどうするかという非常に大きな問題については、将来の課題になるかと考えます。二つ目として、利用時間の延長が挙げられます。常磐線の駅に接続した駐車場ですので、電車の営業時間内は自転車駐車場も営業してほしいという意見があるということでした。しかし、現状においてはさほど大きなニーズとは言い難いように思われます。24 時間営業している民間の駐車場もありますので、深夜に利用するかはそちらを利用する等して対処すればいいのではないかと考えます。三つ目に、定期利用と一般利用の間や、各駐車場間で空きスペースを融通することで、満車の状態を避けるということが考えられます。ただし、既に実行されており、駐車を断ることもないということで、この点も問題ないと考えられます。四つ目として、パンク修理等付随的サービスの提供です。これも実行されていると考えられます。民間の駐車場が無人であることに対して、市が管理している駐車場は有人であり、それを積極的に利用したサービス提供ができています。また、管理人による挨拶やルール遵守の呼びかけによって、生徒・学生に対する市民的教育の効果も無視できないと判断しました。アンケートでも管理人への評価はおおむね高く、肯定的に評価できると思います。もっとも、アンケートでは、管理人の態度に対しての不満も複数挙げられておりますので、職務意識のさらなる向上を求めたいと考えております。

3 点目は、駐輪場の存在を周知していくということですが、学生は学校等において駐輪場の存在を知ることが当然に期待できますし、違法駐輪者に対しては返却時に駐輪場の存在を周知しているとのことでした。SNS 等でも周知活動が実施されているので、現状での活動を評価しうると考えます。

4 点目の環境を変えるという点では、自転車利用者を増やすことが考えられます。昨今の低炭素化社会とか、あるいは健康増進、事故防止といった観点から、自家用車に頼らない街づくりが提唱されており、その点からも自転車の利用は肯定的に評価されるのではないかと考えられます。しかしながら、自家用車から自転車への転換は、市民個人の選択の転換、及び政治判断や国レベルでの意思決定が不可欠であり、市の行政レベルで実現可能な政策ではありません。また、自転車利用者の増加はバス利用者の減少も伴うと考えられるため、公共交通維持の観点からは注意すべき問題でもあると考えます。以上の理由によって、市の事務事業としては、自転車駐車場の利用増加に向けた取組は既に行われており、「現状のまま継続」は妥当であり、評価終了とするのが妥当であると考えられます。

指摘事項といたしましては、駐輪場が地下にあるということに関して、利用者から不満の声が上がっていますことから、将来的な課題として取り組んでいただきたいと考えております。それから、料金の値下げについては、現状では妥当であると考えますが、その可

能性について常に模索していただきたいと思います。

○___委員長 ありがとうございます。委員の皆様から御質問等ございますか。

○___委員 駐輪場が地下にあるという構造的な問題についての指摘について、駅前という立地を踏まえるとタワー型等の施設の設置が必要になり、利用者の移動距離が大きくなってしまわないかと考えます。

○___副委員長 現在、水戸駅北口は地下1階構造でありタワー構造の必要性はないと考えます。南口については、2階建てであることから、御指摘のとおりタワー構造を検討する必要があります。こちらについては、将来的な再開発を行う際、いつになるかはわかりませんが、その際に、バスターミナル等エンジンの付いた乗り物が乗り入れるものを2階にし、地上階を駐輪場に利用すること等が可能ではないかというものです。

○___委員 駐輪場を利用する人は、自転車に乗れる人であり、ある程度足の自由がきく人と想定されますが、バスの利用者は必ずしもそうではないのではないのでしょうか。この指摘に関しての対応は難しいもののように思います。

○___副委員長 その点はおっしゃる通りですので、今すぐに再開発しろという指摘ではなく、現状の構造自体に全くの問題がないわけではない、というものです。

○___委員 暗いということも理由の一つに挙げられていますが、構造を変えずとも、暗さを解消するのは容易なように思います。

○防災・危機管理課 暗いと言っても実際はそんなに暗いものではなく、心理的に、地下にあるということで、同じ照度であっても暗く感じてしまうようで、なかなか難しい点があります。

○___副委員長 現状、拝見する分には若干暗く感じられました。予算等の問題もあるのでしょうか。

○___委員 月別の利用率について100パーセントを超えるのはどういった理由でしょう。

○防災・危機管理課 一時利用については、同じ個所を一日に何度も利用することがあるため、100パーセントを超過することがあります。定期利用については、通常100パーセントを超えることがないように思いますが、エリア利用ということで、とめていい区域を指定する方式をとっているため、100台の区域に120台の駐車を設定しております。電車で駅に来て学校へ自転車に向かう学生と、逆に自転車で駅に来て電車に乗る利用者では利用時間が重ならないため、そういった設定が可能となっています。

○___委員 赤塚駅南駐車場だけ、やたらと100パーセントを超過しているように見えるのはどういった理由でしょう。他はそれほどでもないが、ここだけ突出して利用率が高い。

○防災・危機管理課 赤塚駅南に関しては、駐輪場を建屋として整備できていない現状があります。JRと水戸市の保有する土地の間に1列確保しているだけであり、拡張性もなく、難しい現状となっています。整備について検討しているところですが、整備する場所がなく、現状では運用により何とかしているという状況です。

○___委員 100パーセント超過の運用で対応できない、支障が生じているというようなこ

とはありますか。

○**防災・危機管理課** そういったことはありません。

○**委員** だとすると、その他の 100 パーセントを切っている駐輪場については、利用率向上の余地があるということになりますか。

○**防災・危機管理課** 100 パーセントを超える運用が必ずしもいいとは言えないところです。水戸駅北口などは、学生に 3 年間同じ場所を使用してもらうようになっており、そのほうが利用者目線としては使いやすいものと考えております。赤塚駅南だけが特例的な運用となってしまうています。拡張についても検討は必要ですが、過度な整備もできないといった状態です。赤塚駅南第 2 については、赤塚駅南の不足状況を踏まえて設置したものではありません。

○**委員** 放置自転車の状況等はいかがでしょうか。

○**防災・危機管理課** 放置自転車自体は発生しております。水戸市は放置自転車の禁止区域を設定しておりまして、水戸駅北口については银杏坂から東側、水郡線より西側を駐輪の禁止区域としております。そのほか、南口及び赤塚駅でも実施しており、昨年度の放置自転車の実績は 826 台となっております。これは前年度比で 25 パーセント減、それ以前の最も多かった時期と比較すると、半減といった数字になっています。そのため、駐輪場整備の効果というのは出ているものと思います。

○**委員** 駐輪場の整備により、放置自転車の発生の減少を図ったということでしょうか。意識して行っているということですか。

○**防災・危機管理課** 直接の因果関係はわからないのですが、取り締まりは意識して常に行っています。巡回取り締まりも毎日行っております。その結果が民間駐輪場の整備、活用につながっているものと思います。水戸市の駐輪場の利用率がそれほど変わらない中で、民間の整備が進んでいるのはそういった理由からだと思います。不法駐輪を減らした結果がそこに結び付いているのかと考えます。

○**委員** 盗難等は発生していますか。

○**防災・危機管理課** 年間に数件程度です。

○**委員長** 駐輪場内に置きっぱなしになってしまっているような放置自転車はありますか。持ち主の特定や連絡等は行っていますか。

○**防災・危機管理課** 定期利用については、持ち主が特定できるので連絡を行っています。一時利用については、持ち主の特定が難しいため、回収し、放置自転車の一時保管所に移しています。週に 1 台発生するかどうかで、業務の支障にはなっていません。

○**委員長** 稼働率が 100 パーセントを超えることは理解できましたが、逆に稼働率が 50 パーセントくらいのところはあまり利用がされていないということになってしまいますか。例えば、水戸駅南口西棟などはどうですか。

○**防災・危機管理課** 水戸駅南口西棟は定期利用専用としておりまして、学生の利用者が主となっており、学校ごとにエリアを定めています。そのため、特別利用率が低いという

印象ではありません。また、東棟のゆとりがなくなっていることから、一部を西棟に移して平準化を図るなどはしております。水戸駅南口については、自転車走行帯の整備により自転車の利用しやすい環境の整備が進んでおりますので、それにより充足率は高まっていくものと考えています。

○___委員長 指定管理者の団体は全国的な組織ですか。

○防災・危機管理課 東京が本社の会社となります。

○___委員長 全国的に駐輪場等の管理を手掛けている所ですか。指定管理の期間は何年ですか。

○防災・危機管理課 そうです。指定管理期間は5年で、現在2期目です。

○___委員長 公募には大勢の応募がありましたか。

○防災・危機管理課 前は7社から選考しました。

○___委員長 他に御意見はございますでしょうか。稼働率などは説明を聞いて合点がいましたし、適正な管理がなされているのではないのでしょうか。引き続き適正に行っていたかどうかということで、評価自体は今年度で終了といたします。

○___委員長 それでは続きまして、「青柳公園の利用状況」について、___委員からよろしくお願いたします。

○___委員 青柳公園の利用状況について、先日実地での検査も行いましたので、それも踏まえた結果についてお話いたします。

まず、行政評価委員会の意見の結論といたしましては、「見直しの上で継続（手段を改善する）」に変更すべきである。」とされています。青柳公園は体育館とプールがございまして、いずれもスポーツ教室の開催や大会の誘致などを行っており、その合間には一般のかたの自由利用という形で貸出を行う施設となっております。

最初に抱いた感想としては、いただいた資料の利用率がよくわからないというものでした。卓球場やトレーニングルームは利用率の考え方がわかるのですが、アリーナに関しては、バレーボールやバドミントンの利用面の管理上、カウントが難しいという説明を受けました。もう少しわかりやすい利用率の考え方が必要のように感じました。答申案に戻りますと、市民がスポーツに参加する機会を増やすため、各種大会、教室の開催や一般開放を行っています。利用者の利便性に資するため、インターネットの予約システムも整備され、今年度エアコンの整備、数年前には洗面所等の設備面も改善されております。全体的に古い施設ではありますが、おおむね設備面の改善はなされている印象でした。

また、会議室以外の稼働率はおおむね良好と書きましたが、1時間550円で借りられる貸し会議室があるのですが、これの稼働率がかなり低調であります。実情を聞きますと、体育館とセットで借りる利用が多く、会議室単独の利用が少ないことから、これも致し方ないのかとは感じております。

一方で、今後東町体育館の整備が進むことで、青柳公園への影響も考えられることから、

大会等だけでなく、一般開放、会議室等に関してもより多くの利用者を確保できるよう周知が必要と思われます。現在、大会等がある場合にはSNS等による周知を行っておりますが、一般利用、市民に対して、こういう施設があつてこういうことができるというような周知が不足しているように感じました。

さらに、昨年度大きな予算をかけてエアコン等の設備の改修工事を行ったことを踏まえ、利用状況の分析が必要でございます。そのため、事業としては継続ですが、そういった面で手段の改善が必要という評価にしております。指摘事項としては、トレーニングルーム、アリーナ、会議室等について、広く多くの市民が利用できるよう、施設の存在、予約方法、料金等の周知を実施すべきであるということ。さらに、利用状況については詳細な把握方法を検討して、もう少し詳細な利用状況の分析ができればよいかと考えております。

○___委員長 結論としましては、「見直しの上で継続（手段を改善する）」ということで、手段としては、周知方法等の広報の不足ということですね。それに対してはいかがですか。

○**体育施設整備課** 御指摘をいただきました周知につきましては、主に大会に当たっては主催者も含めて集中的な周知を行っているのですが、一般利用、特に平日の昼間の利用については十分でないという御指摘でございますので、現在のホームページでの周知に加えて強化を図っていきたいと考えております。

○___委員長 周知が十分ではなかったという認識はありますか。

○**体育施設整備課** 現在、ホームページで情報を提供しておりますが、それに限定されている状況でございますので、例えばスマートフォンに対応をしたバージョンアップなどを行うなどの工夫は必要かと感じてはおります。

○___副委員長 東町体育館の完成により、当然利用者が東町体育館に流れていくことが想定されますが、その点について、今後、青柳公園は利用方法を変更するなどの計画を立てておられますか。

○**体育施設整備課** 東町体育館の完成による影響は多少なりあると考えています。ただし、週末に行われる大会にあたりましては、市内の体育館の利用というのは飽和状態になっていまして、市外の体育館を利用して大会等を開かざるを得ないという現状がございます。そのため、競技団体からも、市内の体育館を使用したいと聞いておりますので、競技団体と連携を図りながら、引き続き青柳公園で大会を開催いただくような工夫をしていきたいと考えています。

○___委員長 東町体育館と青柳公園のすみわけはどういう考え方ですか。

○**体育施設整備課** 東町体育館につきましては、スポーツはもちろんですけれども、スポーツ以外に関しましては、大規模な会議や定例会、コンサート、展示会等のスポーツ以外のコンベンションにも使用できるよう考えています。

○___委員長 コンベンション機能もあるのですね。スポーツ大会を全国規模で行えるのですか。

- 体育施設整備課** 全国大会や、大規模な大会を開催していきたいと思います。
- 委員** 東町体育館と青柳公園の規模はどのくらい違うのですか。
- 体育施設整備課** メインアリーナでは1.5倍で、全体では2倍程度です。
- 委員** 今は茨城ロボッツはどこの体育館を使用していますか。
- 体育施設整備課** 青柳の体育館です。
- 委員** 大会日程表に施設が6施設掲載されていますが、すべて同じ課が対応しているのですか。
- 体育施設整備課** こちらに記載されている施設は、すべて私どもが所管しています。
- 委員** これらに東町体育館が加わるのですか。
- 体育施設整備課** そうです。
- 委員** 指定管理者は水戸市スポーツ振興協会ですか。そうすると、青柳公園への指摘は、他の施設でも同じような問題を抱えているのですか。
- 体育施設整備課** そうですね。御指摘いただいたとおり、周知の方法については、他の体育施設も、青柳公園と同じような考えなので、今まで目にしてこなかったかたが、目にしやすいようにするという改善方法を考えなければならないと思います。
- 委員** 東町体育館と青柳公園では、駐車スペースはどちらが大きいのですか。
- 体育施設整備課** ほぼ同じ規模です。だいたい、東町体育館は、敷地内に600台と計画しております。青柳公園は700台です。
- 委員** バスで行くにはどちらもよいのでしょうか、個別に人を集めるような時は、どういう使い分けをしたらよろしいのでしょうか。
- 体育施設整備課** バスについては、東町体育館のほうが近かったようで、圧倒的に本数が多いです。マイカーでは、青柳公園のほうが訪れるかたが利用しやすいかもしれません。
- 委員** 広く市民全体で使用できる施設というのが青柳体育館であるが、今、特定のかたが繰り返し利用している。それを広げて、市民のかたに周知して、全体的な利用者が増えるような公共施設にする方向に持っていったほうがよいのではないのかという考えはありますか。
- 委員** 指定管理の施設は全部でいくつありますか。
- 体育施設整備課** 指定管理の施設は全部で26施設です。
- 委員** 26施設を一括して指定管理しているのですか。全ての施設で料金は、利用料金制となっているのですか。
- 体育施設整備課** 無料施設もあります。人を配置していない施設もあります。例えば、定期的に草刈りとかグラウンドならしをして使っていただく施設もあります。
- 委員** 26施設を一括で指定管理していて、委託料はどうなっているのですか。利用料金の収入が歳入として指定管理者に入るわけですがけれども、その額と水戸市が指定管理料として支払っている委託料とどちらの金額が大きいかは分かりますか。
- 体育施設整備課** 水戸市が指定管理料として支払っているほうが多いです。

○委員長 指定管理者のインセンティブが働くような仕組みとなっているのかを確認したいのですが。例えば、利用料収入が増えても、その分指定管理料が調整されるため、指定管理料の収入は増えない仕組みとなっているのですか。

○体育施設整備課 利用料金は、指定管理者の全体の経費のうち、約1億円強がお客様から徴収するお金であります。市から払う指定管理に対する委託料は、約6億8千万円です。

○委員長 指定管理者は、約8億円の収入でやっているというわけですね。そうすると、指定管理者制度は、指定管理者が利用料金を全部もらうことで、なるべく収入を増やそうということで、公の施設の利用拡大に努めるよう工夫するのですよね。どこに反映されるのですかね。指定管理者制度で重要なのは、料金を市に入れなくて、指定管理者に渡すことで、なるべく歳入を増やして、公の施設の利用を拡大してもらうことが、市としてはよいわけですね。そのための指定管理者の努力がどこかに反映される仕組みがありますかという質問なのですが、そのあたりはいかがですか。

○体育施設整備課 指定管理者では、利用者数の利用率を上げるために、各種スポーツ教室を開催するなか、大会の誘致を積極的に行っております。

○委員長 利用者を増やして収入も増える。収入を増やした場合、指定管理費の減額にもなるのですか。

○体育施設整備課 そうですね。

○委員長 そうすると、指定管理者制度の趣旨としてどうなのでしょう。頑張っても頑張らなくてもトータルで変わらないという制度でよいのでしょうか。これまで検討されていると思うのですが、いかがでしょうか。指定管理者が頑張っても頑張らなくてもトータルで変わらないのであれば、頑張らなくても同じということになってしまう。やる気が起きないということはないのでしょうか。

○体育施設整備課 市で利用人数などの目標を定めて、指定管理者と協議して、目標に近づけるように取り組んでいきます。

○委員長 それは指定管理者のメリットになるのですか。トータルで変わらないのだから、やる気とかインセンティブが変わらないのだから、委託料を減らされても頑張れるのでしょうか。

○副委員長 例えば、トータルの収入が一緒であっても、市からの委託料が減れば、うまくやっているということで、契約継続してもらえということがインセンティブになっているということはあるのですか。

○執行機関 市の外郭団体に当たるスポーツ振興協会ですが、市の外郭団体に対しましては、所管課をとおして、経営の合理化を図るということを常に指導しているところでございます。ですので、インセンティブという課題はございますが、実質として委託料が減っていくことは、経営が合理化される扱いでして、財政課や、予算査定の中で調整を図っているということになっております。

○委員長 それはよいのですが、一生懸命頑張ることが、指定管理者に報いることな

のか、素朴な疑問なのです。指定管理者が頑張ると、市からの持ち出しが少なくなって素晴らしいと、みんなから褒められることがよいのだということであれば、それでよいのです。市の方針としては、利用料金が見込みを上回る場合には、いくら頑張っても指定管理料を減額することで調整する方針で、この施設以外もそうなのですよ。

○**執行機関** そうですね。実態としては、外郭団体に関してはそのような状況です。

○**委員長** わかりました。実績として、次の指定管理の指定へ結びつくというのもよいでしょうけども、本来は、サービスの向上につながるのが一番大事だと思うので、そのあたりはそのような考え方をもう少し検討していただければよいと思います。

○**委員** 以前、プロレスとかが来ていたと思いますが、今も来ているのでしょうか。そういったものを誘致すると、また収入が増えたりするのでしょうか。指定管理者が積極的に誘致したら、スポーツ振興協会の収支状況がよくなるのではないのでしょうか。

○**体育施設整備課** そうですね。一番料金収入が多いのは、入場料を徴収するようなイベントで使っていただくことなので、そういったものがあれば収入が上がると思います。指定管理者の中でも、コンベンション誘致の活動をする部署がありますので、継続使用の調整をしております。

○**委員** 一般市民に対して周知が足りないと指摘がありましたが、業者へのアプローチは以前からやってきて、それなりに成果が上がってきてはいる感じでしょうか。

○**体育施設整備課** 大会開催に当たっては、年間を通して競技団体と調整をしながら、継続使用していただいているのはもちろんですし、新たな大会を誘致する活動も行っておりますので、御指摘がありました一般市民の利用率をもう少し向上させるべきだと思っております。

○**委員** 音楽とかの開催もできるのですか。一般の人たちがプロレスを見に行ったり、音楽を聴きに行ったりしてみて、こういった施設があるのだという気付きもあるかと思ひまして。そういったところの利用可能性というのは、検討して拡大していく感じではないのでしょうか。

○**体育施設整備課** スポーツ以外での多目的利用の観点からしますと、そういったことも検討していったほうがよいだろうなと思っております。音楽関係ですと、音響というものをかなり気にされると思いますので、そのあたりは主催者・事業者と、何が必要か、求められるものを確認しながら検討していく形となります。ただ、現状から言いますと、「子どものための音楽会」という小学生を対象にしたクラシックのコンサートを、青柳公園で開催しておりますので、全くできないというものではないと思います。

○**委員** 県民文化センターに来ている人たちを誘致して、青柳公園で開催することはできるのですか。設備が全然違うからできないのでしょうか。

○**体育施設整備課** 音楽関係ですと、音の伝わり方のグレードが、例えば県民文化センターと青柳公園で比較した場合は、青柳は体育館としての箱なので、使用されるのが難しいと言うことはあると思います。

- ___委員 クラシックだと難しいのかもしれませんがね。
- 体育施設整備課** 立地や駐車場がよいということがあれば、青柳公園を選んでいただける可能性はあると思います。
- ___委員 体育施設を選んでもらえれば、その開催団体が広告してくれるのかなと思います。
- 体育施設整備課** 東町に新体育館ができますので、その辺りのすみわけという観点を含めまして、こういった使い方がよいのか検討していきたいなと思っております。音楽については、こういったものができるのか確認していきたいと思います。
- ___委員長 少し確認なのですが、メイン・サブアリーナが一番の収入源になっていて、利用率が100パーセントを超える月もあれば、30パーセントの月もあり、変動があると思うのですけれども、何か変動の理由はありますか。
- 体育施設整備課** 100パーセントを超えているときは、茨城ロボッツの公式戦が開催されている時とかが多いです。
- ___委員長 最大収容数は同時収容人数50人×6.5×開所日数となっていますが、50人とは、バスケットやバレーをやっている選手の人数ですか。どういう計算なのか。観客も入れているのですか。
- 体育施設整備課** アリーナで、実際に競技を行う人数です。
- ___委員長 この利用率算定に観客は入れないのですか。
- 体育施設整備課** 観客は入れていません。
- ___委員長 競技を行う人が利用者ということですか。観客は入れないということですか。
- 体育施設整備課** 表の作りはそうです。
- ___委員長 利用率が低い理由は施設の周知不足ですか。利用の仕方や貸し出しの仕方がうまくできれば、利用率がもっと上がるのですか。
- 体育施設整備課** バスケットなど20人や30人のグループで利用すると、利用率は上がるのですが、10人程度で利用されると、利用率は下がってしまいます。
- ___委員長 例えば、もっとうまくやれば利用者が増えるということはないのでしょうか。何が言いたいかといいますと、周知をして利用者を増やすということは大事だと思うのですが、利用の仕方を変えて、利用者をもっと増やすということはできないのでしょうか。特に、このアリーナはかなり変動があるようで、しかも収入源になると思いますので。
- 体育施設整備課** 利用人数が多いスポーツと少ないスポーツがありますので、利用者数を増やすために、このスポーツをやってくださいというのはなかなか難しいかと思います。
- ___委員長 この変動の理由は、いろいろな人に満足して利用してもらっていて、利用できない状況ではないというわけではないのですね。なぜ利用率が低いのですかね。
- 執行機関** 補足いたします。このメインアリーナ・サブアリーナにつきまして、利用率の出し方が影響しているのだと思います。本来ならば、他の施設と同じで稼働率イコール

面を貸している率で考えたいとも思っていたのですが、そういった集計を行っていないと伺っておりまして、あくまで面を何人で利用しているのか、そういう尺度で今回利用率を算出してしまったせいで、今のような議論が飛び交ってしまうのだと思います。ただ、こちらは市民のための体育館なので、千人入る大会で利用される場合もあれば、例えば10人くらいの市民のかたが、アリーナの一面を利用する場合があります。これについて、どちらがよいことなのか悪いことなのかは論じられないと思うのですね。本来は、利用率の出し方を、このアリーナをどれぐらい貸していくか、施設そのものの稼働率を出せば今のような議論にならなかったのではと思います。例えば、稼働率のほうでお示しすることはできますか。

○**体育施設整備課** これまで同様の統計をとっている状況ですので、新たな統計をとるとなると、年度途中になってしまいます。

○**___委員長** おっしゃるとおりだと思います。人数でやると、実際には、いつもアリーナが使用されているのだけれども、人数が少ないと稼働率が低くなるということになってしまうので、占有している時間帯が、どのくらいあるのか工夫していただくのがよろしいのですかね。___委員からは、見直しの継続で、見直しは周知の仕方を検討するとありましたけど、指定管理者が何らかの形でサービス向上を考えられるような仕組みや、利用率の算出について検討していただければとのことで、継続評価ということによろしいでしょうか。

〈反対意見なし〉

○**___委員長** 次は、「福祉ボランティア会館の利用状況」について、私のほうから説明いたします。福祉ボランティア会館は、主にボランティア活動の場を提供したり、その活動の支援をしており、施設面で、水戸市社会福祉協議会に指定管理をいただいているということです。資料の平面図を見ていただければと思うのですが、第3ボランティア室、第2ボランティア室が特別で、登録しているボランティア団体が使う時は料金が発生しません。それ以外の実技研修室・視聴覚室・中会議室・大会議室・小会議室など全部で7つあります。7室については、料金がかかるのですが、目的外利用の時は、料金を取るという条例になっております。いずれにしても、各室の80パーセントを超える利用になっております。調理室だけは、利用が限定されるので60パーセントになります。基本的には、80パーセントという利用率は適切ではないかと思われまして、課題がありまして、80パーセントの算定の仕方なのですけれども、午前・午後・夜間と三つの区分があるのですけれども、研修室は60パーセント前半、実技室は40パーセント前半、ボランティア施設は50パーセントにとどまっています。具体的なデータはないのですが、これは、夜間の利用が減少していることが要因になっていると考えられます。また、目的外利用の有料施設、先ほど話した7室は、引き続き、一貫して貸出をしています。特に研修室の利用収入は、平成27年から平成29年度で40パーセントも減っています。これについては、目的外利用で利用がありますが、もう少し夜間も利用していただくことが必要かと。それから、駐車

場料金がボランティア団体については無料、目的内利用についても無料、目的外利用については有料ということになっており、一定の文化活動については、やや冷たい利用実態ではないかと思えます。ボランティア団体は全部で107団体登録されているようですが、利用が低下している傾向が見られます。昼間は仕事をして、夜はボランティア活動に勤しむというかたがたが利用している実態が少ないのではと思うので、そのかたがたへの利用を促す取組が必要ではないかと思えます。

指摘事項としましては、夜間の利用や目的外利用の減少が少し大きいので、ボランティア団体の育成支援によって、夜間のボランティア利用を高めることが大事で、各種団体・企業へ夜間の利用についても周知すべきだと思います。それから、条例に違和感があったのですが、条例上、施設の目的外利用にかかる使用料は、別表に規定されていて、特別の理由がある場合は免除するのですがけれども、実態としては目的に沿ったものについても免除申請をさせて免除をしているのですね。これは、目的外利用を認めないボランティア室は条例に料金設定がないというのと、それ以外の研修室などの部屋は料金設定が目的外使用者に対する料金設定で、それについて特別な場合については減免するという形がよいかどうかの判断がつかなかったもので、実態を踏まえた規定の整備が必要ではないかと思いました。ボランティア団体がかなり利用されているけれども、課題は夜間の利用がないということですね。一定の利用がなされているので継続という担当課の御意見は妥当であるとも考えますが、福祉ボランティア活動の場や活動支援という目的でやっていて、適切な利用実態となっているけれども、引き続き、取り組んでいくことが必要ではないかと思いました。何か異論や質問事項はありますでしょうか。

○**福祉総務課** 特に異論はないのですが、やはりボランティア会館はボランティア活動の場の提供やその活動の支援のための施設であります。目的外使用の拡大の周知はとても大切だと思うのですが、やはり私たちとしては、ボランティア活動を活発化して、ボランティア団体で100パーセントに近い使用率となるのが一番よいと考えます。ただ、どうしても100パーセントにはなりませんので、先ほど委員長がおっしゃったように、目的外使用、特に夜間の部分が空いておりますので、そのあたりの活用については、今後も周知をして指定管理者の社会福祉協議会と水戸市で周知の方法などをよく検討して進めて参りたいと思えます。

○**副委員長** 委員長に確認したいのですが、利用日数ベースでは80パーセントを超えるのですが、区分ベースだと下がるということについて、これは、例えば午後から使用する団体がいた場合なら、利用日数ベースだと1とカウントされるけど、区分ベースだと午後にカウントされないため、比率が下がるということでしょうか。

○**委員長** そうですね。

○**副委員長** もう1点、職員のかたにお聞きしたいのですが、ボランティアのかたがたが会館に集まって何をするのかイメージがつかないのですが、会館では何を行っているのですか。

○**福祉総務課** 市内には、目的に応じて子どもの子育て支援のサークル団体や、高齢者のお世話をするような目的を持ったサークル団体が数多くあります。先ほど委員長からお話がありましたように、ボランティアセンターには水戸市内で107の団体が登録しております。実際にはこれ以上のボランティア団体があると思われます。そういったかたがたがボランティアセンターに来て、例えば、定例的に月1回の打ち合わせを行ったり、会合を持ったり、研修や勉強会を行っています。あるいは、いろいろなボランティア団体が集まりますので、そういったかたがたで情報交換や、交流を主に行っております。

○**委員** 楽器で音は出せますか。

○**福祉総務課** はい、出せます。

○**副委員長** 最近はいろいろなボランティア活動があつて、中には利用料金を取るところもありますし、NPO法人でも、利益を目的とした団体ではないのだけれども、職員の給与を支払うために、最低限の料金を徴収するというところもあると思います。その利用されているボランティア団体の内容について、把握したり審査したりは行われているのですか。

○**福祉総務課** 申請の段階で、指定管理者である社会福祉協議会でチェックが入り、そちらの窓口で、申請者に対して申請書を書いてもらっています。

○**副委員長** それは、認められないということもあるのですか。

○**福祉総務課** おそらくなかなかないと思いますが、施設として、これはやってはいけませんよというようなことを施行規則で定めておりますので、その範囲内で活動を行っていただく必要はあります。

○**副委員長** 特にトラブルとかはないのですか。

○**福祉総務課** あつた場合は、こちらから指導をしたり、あまり度が過ぎる時には使用を禁止にしたりすることもできますので、そのような対応をしております。

○**副委員長** 分かりました。

○**福祉総務課** 補足なのですが、ヒアリング時に**委員**長からお話があつた件なのですが、ボランティア会館を使用している団体すべてにおいて減免申請書の提出を行っているというところで話がございまして、こちらから社会福祉協議会に確認したのですが、確かにそういう状況でした。この状況というのは今回のヒアリングの時に判明した内容ですので、今後、福祉ボランティア会館の設置目的に沿ったボランティア団体につきましては、当然料金の設定というのが外れますので、減免申請書の提出を求めものではなくなります。そのため、今後は減免申請書の提出を求めないように改めていきたいと思っております。

○**委員**長 そうですね。違和感がありました。ボランティア室はボランティア団体しか使用できないから、それは自由に使用できるし、料金設定自体がないのですよね。それ以外の施設は、目的外利用なら料金を徴収できるようになっているのですよね。この施設の目的の使用かどうかはどのように判断をするのですか。例えば、企業が懇親のために調理

室を使うということは目的外利用になるのですか。

○福祉総務課 そうですね。

○___委員長 調理室を目的内利用で使うとなると、どのようなものが考えられますか。

○福祉総務課 例えば、介護が必要なかたが自宅にいて、調理ができない男性はボランティア会館で調理の仕方を教わって、家に帰って介護が必要なかたに調理をする場合が考えられます。

○___委員長 ボランティアに結びつくような活動の場合は減免をしているのですね。私はそれでよいと思います。減免申請書を出さないで無料で使わせることについては、その利用目的やボランティア団体の登録内容ですぐわかりますよね。目的利用に沿っているかそっていないかというのは、今まで減免申請書で判断していたと思うのですが、それを取り払ってしまうと、実際に目的と目的外をどこで分けるかというのは難しくないですか。

○福祉総務課 申請の段階で、お話をしながら確認をします。

○___委員長 事務の改善になってよいと思いますが、本当に目的外かどうかというところを今までは申請書でやっていたけれども、それがなくなってしまって大丈夫かなという懸念はあります。大丈夫ですか。

○福祉総務課 大丈夫だと思います。

○___副委員長 第2, 第3ボランティア室は利用料金を取らないということなのですが、第2, 第3ボランティア室と研修室に何か質的な違いがあるのでしょうか。第2・第3ボランティア室の目的外使用はできないのですよね。

○福祉総務課 できません。

○___副委員長 研修室とボランティア室は何が違うのか。第2, 第3ボランティア室はなぜ目的外使用を禁止しているのかがわからないのですが。

○___委員長 もともとボランティア相談室, 第2, 第3ボランティア室は一体的な空間みたいになっている。そのため、研修室とは実質的に違うのではないのかなと思ったのですけれどもどうでしょうか。

○福祉総務課 ボランティア室とそれ以外の研修室については、料金設定があるところは設置目的も当然ながら、目的外でも使用を認めていますけれども、福祉ボランティア会館というのは福祉ボランティアの推進のための会館ですので、ある程度の部屋を常にボランティア団体が使える状態に確保しておくことに意味があると思っています。

○___委員長 あるボランティア団体が専用のロッカーがあるわけではないのですよね。

○福祉総務課 それはいいですね。

○___委員長 ボランティア相談室と第2, 第3ボランティア室を利用しているのは107のボランティア団体のうち、約何団体になるのですか。

○福祉総務課 そういった統計を集計していないのですが、だいたい3割程度かだと思います。

○___委員長 その団体は、結構利用する団体なのですね。

- 福祉総務課 使う団体が固定されています。
- ___委員長 部屋を分けることはできるのですか。第2, 第3 ボランティア室をA団体とB団体で使うとか。
- 福祉総務課 それはできます。
- ___委員長 ボランティア室が使えない場合には、大会議室を使用することもありするのですか。
- 福祉総務課 あります。
- ___委員 利用状況と関係はないのですが、参考資料 31 ページに収支状況が載っているのですけれども、全体の委託料がだいたい4,700万円の中で、支出が一番多い賃借料というのは、何を指しているのでしょうか。
- 福祉総務課 確かではないのですが、おそらく駐車場代ではないかと思います。福祉ボランティア会館の脇に大きな駐車場がありまして、そちらは商業・駐車場公社が管理をしています。
- ___委員長 駐車場の無料券を配布しているのですよね。そのお金を商業・駐車場公社に払っている。
- 福祉総務課 そうです。同じ社会福祉協議会がやっているものではないものですから、どうしてもお金のやりとりが発生してしまいます。
- ___副委員長 400万円ぐらい予算と決算で差があるというのは、それは駐車場が思ったほど使われなかったのか、駐車場無料券を発行しなかったということですか。
- 福祉総務課 そうですね。
- ___委員長 駅前に駐車場があるかないかでは、全然違いますよね。だから、駐車場にかけられる経費がこれだけあるというのは、それなりに理由があるのでしょうか。
- ___委員 車での来訪者が多ければ駅前に設置をしている理由はないですよね。
- ___委員長 それはそうですね。
- 福祉総務課 やはり高齢者のかたが多いので、高齢者クラブなどで会議をやる時は、電車やバスでいらっしゃるかたがいるのです。
- ___委員 ボランティアをされる側ではなくて、する側にも高齢者がかなりいらっしゃっているのですか。
- 福祉総務課 はい、おります。元気ですかとかの声かけなどもボランティアに含まれますので、そういったことも積極的に行っております。
- ___委員 自らボランティアをされるかたもいらっしゃる。高齢のかたで運転をしないかたでも、ボランティアをする側に回って活動されている。
- 福祉総務課 福祉ボランティア会館に集まるときは月1回の会合などがありますけれども、そういうかたがたが地域に戻って、地域に密着したところでボランティア活動をするということがあります。
- ___委員 建物自体は水戸市所有のもので、駐車場だけを借りているのですか。

- 委員長 福祉ボランティア会館は、水戸市の施設で水戸市の所有物ですね。
- 執行機関 駐車場は水戸市の所有ですが、管理は指定管理になります。商業・駐車場公社で運営しております。
- 委員 委員長からの答申案で、各種団体への利用促進を図る等とありますが、目的外利用というのは何でもよいのですか。委員長が書いている理由のところには、目的外利用といっても文化活動等の一定の公益的な活動に貸出しがなされている。そういう縛りがあるのですか。
- 福祉総務課 特に縛りはありません。ただ物品の販売などお金を取ったりということはできないと思います。そのようなことを目的としたことはできません。
- 委員 そうでなければ、どんどん利用率をあげるために告知をしてということですか。
- 福祉総務課 そうですね。
- 委員長 この件ではいろいろなデータをいただきました。営業目的のために利用しているのではなく、実際利用しているのはいろいろなコミュニティーや楽器の練習など、言ってみれば生活文化の向上を目的とするというようなものなのです。公民館で行われるようなことが目的外使用で行われているのです。だから、そういった意味ではある程度規定があるのではないかと思います。だから夜間利用したり、そこを増やしてみてもどうでしょうか。
- 副委員長 先ほど 委員がおっしゃったことなのですけども、ボランティア団体と目的外使用を明確に区切れるのかなというのがさっきの質問で、例えばトランペットの練習でも、一人でも高齢者がいた場合に高齢者にトランペットの楽しみ方について一緒に交流すればボランティアみたいになりますし、別にトランペットを吹いて楽しむだけであれば目的外使用となるので、そのあたりが曖昧なさじ加減で行われてしまうのではないのかなと思いました。
- 福祉総務課 確かにその点はあるかもしれません。
- 委員長 目的外使用といっても、今言ったようなボランティア等にみなされるような感じのものもあったりするのでしょうか。結構例としてはあるでしょう。だから、目的外使用はそんなにないのですよね。ダメだということかもしれませんが、そこはせつかくの施設があるのだから、使ったらどうかということで利用促進と書いています。
- 委員 線引きも必要かもしれないですね。
- 委員長 減免申請書を出さずに、目的内使用は使用料の料金をとらないということにしたのであれば、なおさら線引きが重要となります。
- 委員 結構、市民センターは部屋が取れないです。そういう人たちがここを利用してもよいというわけですか。
- 福祉総務課 そうですね。
- 委員 高齢者施設に囲碁に行くのですが、その練習の場がなかなか取れないのです

よ。今ちょっとお聞きしてましたら、使用してよいのかと思いました。

○**福祉総務課** 基本的に、条例の第3条の事業として一例がかかれていますのでけれども、それにあつた内容であれば目的内使用と見なしております。

○**___委員** そうですね。

○**___委員長** 例えば、目的外使用の表をいただいた中で、いろいろありますけれども、大正琴同好会、フラワーサークル花みずき、日本年金者組合茨城県本部などが使っています。

○**___委員** それが目的外ですか。

○**___委員長** 目的外です。

○**執行機関** 参考資料38ページに、目的外使用について記載されています。

○**___委員** 市民センターが大変なのです。周りで困っているかたがいらっしゃるもので。

○**福祉総務課** いろいろな団体がありますものね。

○**___委員長** よろしいでしょうか。利用促進が必要という認識があると思いますが、施設としては一定の評価ができると思いますので、現状のまま継続ということで、あと、いろいろと要望がありますけれども、そういった形で引き続き改善していただけたらと思います。よろしいですか。そういったことで評価は終了とさせていただきます。

○**福祉総務課** ありがとうございました。

○**___委員長** それでは次に、子ども課の「子育て支援・多世代交流センターの利用状況」について、お願いいたします。

○**子ども課** 子ども課でございます。本日はよろしくようお願いいたします。

○**___委員長** それでは、___委員から、御説明をお願いいたします。

○**___委員** 子育て支援・多世代交流センターの利用状況について、発表させていただきます。結論ですけれども、現状のまま継続は妥当であります。理由は、当該施設は、0才から高齢者までの多世代が、安心して集うことができる街中の施設であり、市内の利用にとどまらず、市外利用も含め、多くの来場者があります。稼働率は適正に把握されており、稼働率の考え方も問題なく、具体的な稼働率は、わんぱーく・みとが平成27年度75.1パーセントのところ、平成29年度は69.41パーセントに、また、はみんぐぱーく・みとが平成27年度55.84パーセントのところ、平成29年度50.16パーセントに若干低下傾向にあります。これは、ひたちなか市に同種類の施設が設置されたことから、市外の利用者が減少したところですが、一方で、魅力的で多彩な事業も実施されております。子世代にはイベントなどを通じた情操教育となっており、豊かな心が育まれる場ともなっております。また、子育て世代には預かり保育や悩み相談の場などが設けられ、さまざまな講座を通して、多世代交流もできる心強い施設となっております。そして、高齢者にとっても、子育て支援や講座を通して生きがいがづくりになっていると思います。利用者アンケートにおいても、再利用の意向が増えており、街中のオアシスのような施設であると思います。このような

ことから、現状のまま継続が妥当であると思います。指摘事項としまして、さらなる稼働率の向上に向けては、英語事業など高齢者が楽しむ事業などを増やすことができれば稼働率が向上するのではないのでしょうか。また、広報については、Twitterに子育て支援・多世代交流センター専用のアカウントがなく、水戸市のアカウントを活用して広報を行っていますが、専用のアカウントを開設すれば、若い世代を中心に効果的な広報ができるようになると思います。ここには書いてはございませんが、駐車場のことが少し気にかかりました。お天気が悪い時や行事がある時は、少し足りないのではないのでしょうか。ネットで調べますと、早い者勝ちなどいろいろ書いてありましたけど、何か手立てがありましたらお願いしたいと思います。

○___委員長 ありがとうございます。子育て支援・多世代交流センターについて答申案がございましたが、何か御質問等やそれに対する御意見はございますか。

○子ども課 ありがとうございます。おかげさまで、2施設とも親子を中心に毎日大変賑わっておりまして、指定管理者のかたも、積極的に子どもと触れ合うような対応ということで、御利用者からも評価いただいているということでございます。駐車場については、質問のほうにも紹介してございますけれども、中心市街地に多世代交流・子育て支援を中心とした多世代交流の施設というのが、コンセプトとして総合計画に位置づけられているところでございます。街中という事情もありまして、多くの台数は確保ができなかった状況がございます。御指摘の通り、曜日や事業の内容によりましては不足する日もあります。そういった日には、近隣の市営駐車場等を御利用いただくというような形になっておりまして、最初の想定と、現実的な小さなお子様連れの車での御利用というところに少しギャップがあったというようなことを認識しております。

○___委員 はい、ありがとうございます。

○___委員長 委員の皆様から、何か質問はありますでしょうか。

○___委員 講座につきましては、何かもっと違うものは考えていますか。

○子ども課 そうですね。人気がございますのが、託児付きの講座で、親子で訪れますが、託児ボランティアさんが別な部屋で子どもを預かるというものなのですが、その中で親がメインになりますけれども、ヨガやリフレッシュできる講座をやっております。人気が非常に高いので、そちらの回数を増やしたりバリエーションを増やしたりというようなことは指定管理者も考えているようです。

○___委員 年代は20、30代ですか。

○子ども課 そうですね。利用者の多くが、平日は20、30代の母親が多く、土日になりますと母親はおうちで別なことをして、父親が子どもさんと一緒にというパターンですとか、おじいちゃんおばあちゃんがこの施設に来てというようなこともありますね。

○___副委員長 この5事業の中で、市内外を問わずというふうに注記されているのは子育て支援・多世代交流センターだけです。他は市民だとか、水戸市民だとか書いてあります。先ほど___委員からも御説明がありましたけども、市内市外からも来ていて、私たち